

法人のお客様に関する 注目改正点はこれだ！

税理士 八木正宣



法人のお客様についても、基本的には増税となる項目が多いといえます。ここでは、特に注目したい改正内容を見ていくとともに、お客様から予想される質問をいくつか挙げ、その回答トーク例を紹介していきます。しっかり確認しましょう。

● 時限措置の満了を含め 全体的には増税基調

2006年度税制改正について、昨年12月15日の自民党大綱に引き続き、同月19日には、財務省大綱が公表されました。

バブル崩壊後には、税率引下げをはじめ各種減税が行なわれましたが、近年は、景気回復の程度をにらみ、国家財政の不均衡への対処として、時限措置の満了を含め増税に転じつつあるのが特徴といえるでしょう。

ちなみに、2003年度の税制改正によって景気対策として講じられた次の措置は、継続せず廃止となりました。

- ・ 研究開発税制における税額控除制度の税額控除率の上乗せ措置（詳細は後述）

- ・ 開発研究用設備の特別償却制度
- ・ 中小企業者等に対する同族会社の特別税率制度の不適用制度（詳細は後述）

それでは、法人に関する2006年度税制改正項目のうち、主なものをピックアップして説明していききたいと思います（囲み部分は

西暦表記に変更のうえ、税制改正大綱等から引用）。

研究開発税制の見直し

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、増加試験研究費の税額控除制度を統合し、2006年4月1日から2008年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例を2年間の時限措置として講ずる。

まず、試験研究費税制の基本を押さえます。

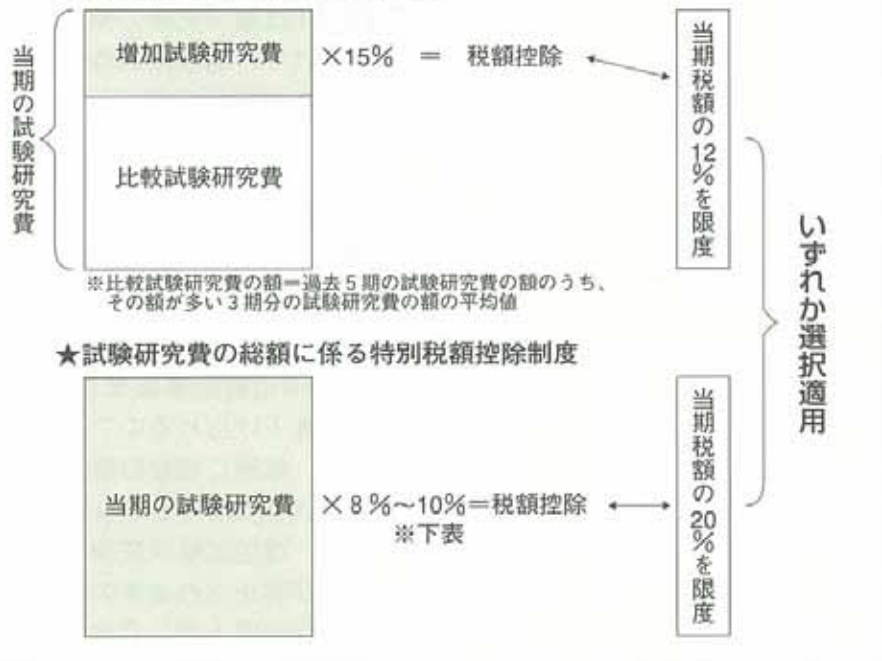
試験研究費とは、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費および経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用等をいいます。

試験研究費については、従来より試験研究費が増加した場合の税額控除制度がありました。この制

●試験研究費の税額控除制度

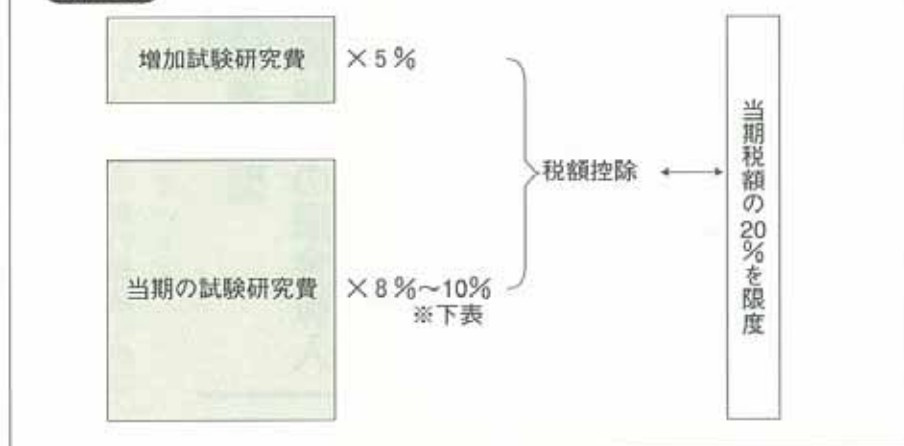
現行

★増加試験研究費の税額控除制度



統合

改正後



●税額控除割合

試験研究費割合 ※	税額控除割合	
	2006年4月1日以後 に開始する各事業年度	2003年1月1日から2006年3月31日 までの間に開始する各事業年度
10%以上	10%	12%
10%未満	$8\% + \text{試験研究費割合} \times 0.2$	$10\% + \text{試験研究費割合} \times 0.2$

※試験研究費割合＝ $\frac{\text{試験研究費の総額}}{\text{売上金額（当期を含む4年間の平均額）}}$

度は、その名のとおり当期の試験研究費が増加していないと適用がありません。毎期継続して適用を受けようとするならば、右肩上がりで試験研究費を計上しなければなりません。

このような適用に制限の多い試

験研究費税制に対し、ちょうど3年前に「試験研究費の総額に係る特別税額控除制度」が創設されました。この制度は、増加試験研究費の税額控除制度との選択制で、試験研究費の総額に対して税額控除ができるというものです（図表

参照）。試験研究費を計上している会社であれば、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度を適用することができるようになりました。

今回の税制改正は、選択制であったこれらの制度を、総額に係る

税額控除制度に統一し、かつ、増加試験研究費の5%を加えるというものです。

2006年4月1日以降の開始事業年度より、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度における税額控除割合が最大12%から最大

研究開発費の新税制に関する こんな質問にはこう答えよう

お客様「試験研究費の特別控除が改正されて、総額に係る特別控除額に増加試験研究費の5%が加算されることになりました。研究開発を行なっている会社にとって朗報ですね」

行職員「必ずしも朗報とは限りません。総額に係る特別控除における税額控除割合の上限12%が2006年4月開始事業年度から10%に引き下げられる中での措置ですので、単純に税金の負担が減少するというわけでもありません。

また、増加試験研究費の税額控除制度が廃止されますので、研究開発費が右肩上がり伸びている会社から見れば、税額控除額が減少するケースも出てきます」

10%へ引き下げられますが、今回の改正は、引下げ幅に対して一定の軽減につながるものと思われま

情報基盤強化税制の創設

情報基盤強化税制として、産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の50%相当額の特別償却と10%相当額の特別税額控除を選択適用できる制度を創設する。

2006年4月1日から200

8年3月31日までの間に、一定の情報基盤の強化を促す設備の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の100分の50相当額の特別償却と100分の10相当額の特別税額控除との選択適用ができる制度が、2年間の時限措置として創設されました。

また、資本金1億円以下の法人にあつては、リース税額控除も認められています。一定のリース資産の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、基準リース費用の総額の100分の60相当額について10%の特別税額控除ができます。

これらの税額控除は、当期の法

人税額の100分の20相当額が税額控除限度額とされています。また、税額控除限度額を超える部分については、1年間の繰越しができることになっています。

業績連動型

役員報酬の損金算入

法人がその役員に対して支給する利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、当該事業年度において損金経理がされていること、算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きが執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていることその他の一定の要件を満たすものの額は、原則として、損金の額に算入する。

役員報酬については、毎月定額であることが損金算入の原則ですが、非同族会社における業務執行役員など一定の立場にある役員

まるわかり!!

個人年金セールスのすべて

嶋田雅嗣[著] A5判・196頁 定価1785円(税込)

個人年金をわかり
易く提案するため
のノウハウがこの
一冊で身につく!

- 第1章 銀行窓販の現状とマーケット分析
- 第2章 変額個人年金のセールス手法
- 第3章 変額個人年金のターゲット別セールスのポイント
- 第4章 定額個人年金・損保年金・外貨建個人年金のセールス手法
- 第5章 顧客の疑問・不安に答える
- 第6章 営業推進・研修のあり方
- 第7章 コンプライアンス



近代セールス社 (営業)TEL03(3366)5701 FAX03(3366)2706まで

●同族会社の留保金課税

課税留保金額の算式

$$\text{課税留保金額} = \text{所得} - \text{配当法人税等} - \text{留保控除額}^*$$

※留保控除額…次の金額のうち、最も多い額

	改正前	改正後
所得基準額	当事業年度の所得等の金額×35%	当事業年度の所得等の金額×40%（資本の金額が1億円以下の会社は50%）
定額基準額	年1500万円	年2000万円
積立金基準額	期末資本金の25%相当額－期末利益積立金額	期末資本金の25%相当額－期末利益積立金額
中小法人の場合	—	資本の金額が1億円以下の会社においては、自己資本比率が30%に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額

課税留保金額に対する税率

年3000万円以下の部分	10%
年3000万円超、年1億円以下の部分	15%
年1億円超の部分	20%

については、一定の手続きを経る等の条件を満たせば、毎月報酬額を変動させても損金算入ができることとなります。

業績連動型の給与制度を導入す

る企業が増えてきましたが、この改正により、適用対象を一般の社員だけでなく役員の一部にまで拡大する企業が出てくるものと思われ

同族会社の留保金課税制度の見直し

留保金課税の対象となる同族会社の判定について、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。

同族会社とは、株主とその同族関係者（株主と特殊の関係のある個人や法人）を1つのグループとし、上位3つのグループが所有する株式や出資金額の合計額が、その会社の発行済株式総数または出資金額の50%超にあたる会社をいいます。

同族会社においては、経営者が株主を兼ねていることが多く、会社に利益が出てオーナー個人の所得税等のバランスから配当や役員賞与に回すことを避け、会社に留保するという判断が多くなります。

これを留保金といい、この留保金額が一定金額以上になると、通常の法人税とは別に特別の法人税

の課税が行なわれます。これが同族会社の留保金課税です。

今回の改正により、留保金課税の適用対象となる同族会社に該当するかどうかの判定が、上位3位のグループから最上位のグループのみでよいことになり、適用基準が緩和されました。

留保控除額を次に掲げる金額のうち最も多い金額とする。

- ① 所得等の金額の100分の40（資本の金額が1億円以下の法人にあつては、100分の50）
- ② 年2000万円
- ③ 利益積立金額が資本の金額の100分の25に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額
- ④ 中小法人において自己資本比率（自己資本に同族関係者からの借入金を含む）が100分の30に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

2003年度の税制改正におい

留保金課税の見直しに関する こんな質問にはこう答えよう

お客様「同族会社の留保金課税の不適用制度が廃止になりました。中小企業にとって大きな増税につながりませんか？」

行職員「確かに留保金課税制度は、通常の法人税以外に、留保金額に対して10%から20%の税金が課されますので、中小企業にとって負担が大きくなっています。

ただし、留保金課税が適用される同族会社が、最上位の株主グループのみで判定されるようになり、また、留保金控除の定額基準が年2000万円に拡大されるなど、実際に留保金課税が適用される会社は以前と比べて大きく減少するものと思われま

す。同族会社の留保金課税について、不適用措置が施行されました。

その内容は、青色申告書を提出する同族法人のうち、資本金が1億円以下で自己資本比率が50%以下のものについては、2003年4月1日から2006年3月31日までの間の各事業年度に限り、同族会社の留保金課税を適用しないというものです。

したがって、2006年4月1日以降の事業年度より、この時限措置がなくなりますが、代わりに留保控除額を増やすことにより留保金課税の軽減を図っています。詳しくは23ページの図表を参考してください。

交際費等の範囲の見直し

交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5000円以下の一定の飲食費を除外したうえ、2006年4月1日から2008年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用する。

損金不算入となる交際費等の範囲について、一定の飲食費につき1人当たり5000円という金額が示されました。5000円以下

交際費の範囲に関する こんな質問にはこう答えよう

お客様「1人5000円以下の飲食費は交際費の範囲から除外するという基準が示されました。どのような影響があるのでしょうか？」

行職員「会議のための通念上の飲食費は、今までは取引の実態により判断してきたところですが、1人5000円を超えていても全額交際費とせず会議費で処理することもありました。

改正後は、飲食関係の支出は1人5000円という形式的な基準で、交際費に該当するしないを判断することになります」

お客様「となると、交際費にならないように、飲食費を1人5000円以下に抑える会社が多くなりますね」

の飲食費であれば交際費から除外できるわけですが、5000円を超える飲食費であれば交際費に認定されてしまうこともあります。

従来なら、例えば会議費として損金算入可能な飲食代を含む打合せの場合、その飲食費は全額損金算入ができました。ところが、これに「1人当たり5000円以下の一定の飲食費」という基準を当てはめた場合、飲食費が5000円を超えると損金不算入の交際費に認定される可能性があります。

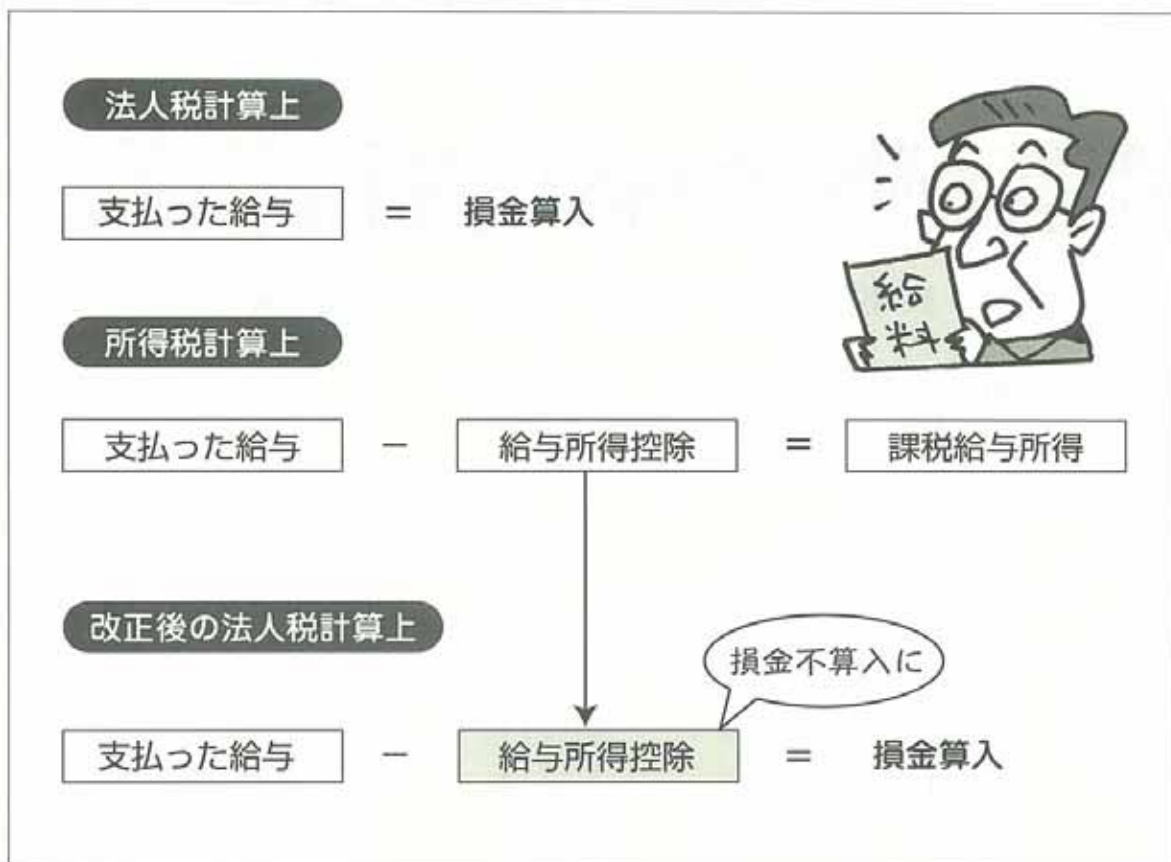
ただ、この措置はすべての会社に適用されるので、交際費等の損金算入が一切認められていない大企業や損金算入限度額を超えている会社にとっては朗報でしょう。

同族会社のオーナー社長への 給与の損金不算入

同族会社の業務を主宰する役員およびその同族関係者等が発行済株式の総数の100分の90以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合等には、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しない。

今回の改正では、2006年4

●オーナー社長への給与の損金不算入のイメージ



オーナー社長の給与に関するこんな質問にはこう答えよう

お客様「改正により、オーナー社長の役員報酬について、一定の金額が損金にならないそうですね」

行職員「はい。この改正は、個人事業主と実質的に変わらない同族会社について、節税を規制しようというものです。今までは、一定の利益が出ている個人事業主について、法人成りをして役員報酬を取り、『給与所得控除』部分を法人と個人で2重に控除する節税手法が採られていましたが、その効力がなくなります」

お客様「もうすでに法人成りしている会社は大変ですね」

行職員「ええ。この規制にかからないように、同族関係者で、持株の90%未満、または同族役員を常務に従事する役員の数に占める割合を2分の1以下にするなどの対応を行なう会社も多くなるのではないのでしょうか」

で認められないこととなります。これは、新会社法で最低資本金要件等が撤廃され、節税目的の法人設立が容易になったことへの規制と見られています。もう少し詳しく説明しましょう。従来、同族会社からオーナー社長へ給与が支給された場合、所得税および法人税の課税関係は、次のようになります。法人税：支給した給与全体が損金算入
所得税：支給した給与のうち一定額（給与所得控除）が控除される
個人事業主であれば「事業所得」という単一の課税関係が、法人成りして会社からの給与という形態

を採ることによって、法人・個人の両方で控除できる部分が発生することになります。これが個人事業形態との間に税負担の不均衡があるとされる理由です。ただし、この規定には適用除外規定が設けられています。次のいずれかの条件に当てはまれば、給与所得控除部分について損金不算入としなくてもよいこととなります。

①法人の課税所得とオーナー社長給与の合計額（過去3年の平均額）が800万円以下の場合
②その過去3年の平均額が3000万円以下で、社長給与の占める比率が2分の1以下の場合